

帯広市立森の里小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和2年4月1日改正

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるもの。」とする。起こった場所は学校内外を問わない。

- ①一定の人間関係であること
- ②心理的または物理的な影響を与える行為であること
- ③行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 「いじめ防止基本方針」策定の目的と意義

いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう教職員が共通理解にたち情報を共有するとともに、組織的として一貫した対応をとることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定する。また、本方針を広く地域住民や保護者、児童に示すことにより、地域の連携を図り、いじめ抑止効果を高める。

(2) いじめの防止等に向けての基本姿勢

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

また、対人関係からのトラブルを通して学ぶことや成長する機会もあることから、交友関係等から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、たくましく生きていく力を教育活動全体を通して育てていく。

(3) いじめの防止等に向けてのポイント

- ア 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- イ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ウ いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- エ 児童が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。
- オ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校と家庭と連携・協力して解決にあたる。
- カ 児童及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。
- キ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ク 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- ケ 発達障がいを含む児童等、特に配慮が必要な児童に適切に対応し、当該児童の特性を踏まえた支援を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ防止等の対策校内組織

◆「いじめ防止対策委員会」◆

校長、教頭、生徒指導部担当、教務部担当、学級担任、養護教諭
※必要に応じて、SSW・特支コーディネーター等が加わる。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ①いじめ問題を発見した場合には、綿密に情報収集を行い、事実関係を明確にすしながら、把握役割分担を行い、迅速かつ組織的にいじめの解決にあたる。
- ②日頃より、いじめに関わる教職員の共通理解と意識の啓発を図るとともに必要な情報提供・研修を行いながら教職員の意識啓発を図る。

(3) いじめ防止対策委員会の開催

- ①いじめ発生時（緊急時）
- ②いじめ調査時（年3回定期開催）
- ③必要に応じて

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの把握・早期発見の取組

- ①児童の自己有用感を育み、教師に自分のこと、友だちのことが相談できる学級経営を心がける。
- ②日常の観察を重視するとともにアンケート調査(学校、教育委員会)を効果的に活用する。
- ③担任が一人一人の児童との面談を行うなど状況をきめ細かく把握する。
- ④スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を効果的に活用し、相談窓を設け、児童・保護者に周知するとともに、情報交流による実態把握に努める。
- ⑤学校と家庭や地域との連携の大切さを「PTAの各会合」や「学校だより」等、様々な機会を通して周知を図り、学校・保護者・地域の責務と役割・連携についての啓発と共通理解を図る。

(2) 教職員の共通理解と意識の向上

- ①校内研修や職員会議において、いじめに関する資料などをもとに理解を深め、全職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築する。
- ②必要に応じて専門家を招いての講演会、外部講師を活用した授業を積極的に行い、研修内容、指導内容の充実を図る。
- ③学校評価に「いじめ防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに不断の見直しを行う。

(3) 日常的な指導の充実

- ①子どもの居場所づくり・絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境を整える。
- ②年間指導計画に位置づけた道徳の時間や学級活動において「自他の生命」を大切にす指導や多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図るなど「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う。

(4) 児童会による主体的な取組の推進

- ①児童会が主体的にいじめ防止の意識を高められるような活動を推進する。
・あいさつ運動 ・交流遊び ・交流給食
- ②帯広市の「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。

(5) インターネット・SNSを通じて行われるいじめに対する対策

- ①発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットやSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。
- ②インターネットやSNSを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童及び保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、定期的なネットパトロールを行う。

4 いじめ発生時の取組

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
- (3) いじめを受けた児童・保護者に対する様々な支援を検討するとともに、いじめを行った児童についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行うことで、再発の防止に努める。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ防止対策委員会において協議を行い、いじめを認知した日から3ヶ月をめどにいじめが解消に至ったかを判断する。

5 重大事案への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告する。

- (2) 教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査を実施する場合、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。また教育委員会が主体となって調査を行う場合、学校は当該事案の調査に対して協力する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を組織的かつ適切に行うため、いじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- (2) 学校はいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、児童生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価等により目標の達成状況を評価し、取組みの改善に生かす。
- (3) 学校はいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、必ずその内容について入学時、各年度の開始時に資料を配布するなどし、いじめ防止に向けた取組について情報を共有する。

7 いじめ対応マニュアル

